

市会議第28号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月11日提出

提出者 市会運営委員会委員長 寺田 一博

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第124条を次のように改める。

(会議録の閲覧等)

第124条 会議録は、インターネットを利用する方法により、議員及び関係者の閲覧に供する。

2 会議録は、議員又は関係者から配布を希望する旨の申出があったときは、当該議員又は関係者に対し配布（電磁的方法による提供を含む。）を行う。

第125条の見出し中「配布する」を「閲覧等に係る」に改め、同条各号列記以外の部分中「規定により配布する」を削る。

第126条中「電磁的記録」の右に「(法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市会会議規則の規定は、令和8年定例会の会議録から適用する。

提案理由

会議録データの検索システムへの掲載をもって冊子による配布に代えることを可能とするため、規定を整備する必要があるので提案する。